

令和8年度 市町村による住宅建設等への支援制度調査票 会津若松建設事務所管内

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津若松市	企画政策部	シティプロモーション課	魅力創造グループ	0242-39-1202	会津若松市住宅取得支援事業補助金	https://aizuwakamatsu-iju.jp/ss008/	住宅新築・取得	補助金	<p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限140万円 ・加算額：30万円（1件10万円※最大3件まで） ①県外移住者の年齢や世帯構成に関する要件 ②就業や雇用の促進に係る施策に関する要件 ③地産地消の推進及び地場産業の活性化に関する要件 ④脱炭素化や省エネルギー化に関する要件 	<p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外に5年以上居住したものが、市内に移住し、住宅を取得し5年以上定住する意思のある者 ・基準日（新築住宅の工事契約締結日又は住宅購入の契約締結日）において40歳以下の者 ・補助対象住宅に5年以上居住すること ・転入後、2年以内に工事請負契約もしくは売買契約を結んでいること <p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の取得
会津若松市	建設部	建築住宅課	建築指導グループ	0242-23-7014	会津若松市空家等対策支援事業（空家等改修支援事業補助金）	https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2018061500016/	空き家	補助金	<p>空家等改修支援事業補助金（対象は1年以上の使用実績がない建物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかに該当する事業にかかる空家等の改修であること。 ・地域の活性化に資する公共性及び公益性のある取組 【例】地域の活動拠点（高齢者サロン、子育て支援施設等）、地域活性化に資する施設（交流施設等） ・会津地域以外からの移住で自身の居住を目的として改修を行うもの（転入予定または転入して1年以内の方） <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象工事経費の2分の1以内（限度額70万円） <p>【加算要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかに該当の場合、補助限度額に最大30万円加算 ・申請者が新婚世帯の場合 ・申請者が子育て世帯の場合 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次に掲げる項目のいずれにも該当する方 ・当該空家等の所有者 ・当該空家等の相続人 ・所有者等から解体撤去について同意を得た人 <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物の外部、内装、水回り等の改修工事であつ以下の要件をすべて満たす工事であること ・市内業者が施工する工事であること ・工事の内容が建築基準法その他の法令に違反しないこと ・交付決定前に着手した工事は対象外となること <p>※対象工事の詳細は「支援事業の手引き」を参照のこと</p>
会津若松市	建設部	建築住宅課	建築指導グループ	0242-23-7014	会津若松市空家等対策支援事業（空家等解体撤去支援事業補助金）	https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2023031600016/	空き家	補助金	<p>空家等解体撤去支援事業補助金（対象は1年以上の使用実績がない建物）</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正に管理されていない空家等の除却 <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象工事経費の5分の1以内（限度額30万円） <p>【加算要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次のいずれかに該当の場合、補助限度額に最大20万円加算 ・申請者が会津地域以外からの移住者で、解体撤去後に自身の居住を目的として家屋を新築する場合 ・解体撤去後、地域の活性化に資する公共性及び公益性のある取組を行う場合 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次に掲げる項目のいずれにも該当する方 ・当該空家等の所有者 ・当該空家等の相続人 ・所有者等から解体撤去について同意を得た人 <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○以下の要件をすべて満たす工事であること ・市内業者が施工する工事であること ・家屋の一部のみの解体工事費用、塀や樹木などの付属物の撤去費用、家財の処分費用等は補助対象外とする ・交付決定前に着手した工事は対象外となること
会津若松市	健康福祉部	高齢福祉課	高齢者福祉グループ	0242-39-1291	高齢者自立支援住宅改修助成事業	http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007080301018/#topic10	バリアフリー化	補助金	<p>在宅の高齢者が要介護状態になるのを防止するため、高齢者が居住する住宅等を改修する場合の工事費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修（手すり、段差解消）対象工事費限度額20万円 ・助成額は対象工事費の9/10（ただし生活保護世帯は10/10） 	介護保険で非該当と認定された65歳以上の方で、世帯の生計中心者の前年分の市町村税が非課税の方
会津若松市	建設部	建築住宅課	建築指導グループ	0242-39-1307	安全安心耐震促進事業（木造住宅耐震診断促進事業）	https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2008072900066/	耐震化	その他	<p>木造住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、耐震診断者を派遣して、耐震診断及び耐震改修計画の作成を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人負担 7,500円 	<p>【対象となる住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる要件すべてに該当する住宅。 ①対象住宅の所有者が自ら居住する住宅（ただし、所有者が市税を滞納していないものに限る。） ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のものに限る。）を含む。） ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅 ④過去に耐震診断等を受けていない住宅
会津若松市	建設部	建築住宅課	建築指導グループ	0242-39-1307	木造住宅耐震改修支援事業	https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2016041800040/	耐震化	補助金	<p>耐震改修工事を行う木造住宅の所有者に対して、その経費の一部に対して補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一般改修の場合 耐震改修工事費の4/5（最大140万円） ②段階改修（簡易改修及び部分改修）の場合 耐震改修工事費の4/5（最大84万円） 	上記耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさない住宅 等
会津若松市	市民部	環境共生課	環境グループ	0242-23-4700	住宅用太陽光発電システム導入初期費用ゼロ推進補助金	https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2024042500029/	省エネルギー化	その他	<p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PPAやリース方式により初期費用なしで太陽光発電システムを設置するサービス（ゼロ円ソーラー）を提供し、かつ本市に事業プランを登録している事業者 <p>【補助対象設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備（すでに設置している設備も含め合計10kW未満まで） ・蓄電池（すでに設置している設備も含め合計20kWh未満まで） <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備費、直接工事費等 <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2/3以内（上限額無し、予算の範囲内） <p>【制度概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金は事業者を支払うが、事業者はその補助金全額分を、登録された事業プランを利用する者（住宅所有者）の利用料金から割り引くこととなる。 	※補助金の申請者は事業者となるため、本補助金を用いたプランを希望する住宅所有者は、本市に事業プラン登録している事業者に、「本市のゼロ円ソーラー補助金を利用したプランを申し込みたい」と要相談。

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津若松市	市民部	環境共生課	環境グループ	0242-23-4700	会津若松市住宅用太陽光発電システム等設置補助金	https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007121100037/	省エネルギー化	その他	<p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住宅用太陽光発電システム」と「住宅用蓄電池システム」または「電気自動車用充電設備（V2H）」を設置された方 ・「住宅用太陽光発電システム」が既設の場合は、「住宅用蓄電池システム」または「V2H」単独の申請が可能 ※18歳未満の未就学の子がいる世帯は基本補助額で25%増額 <p>【一般補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム 太陽光発電システムの公称最大出力（kW）の合計値×10,000円/kW ※上限額40,000円 ・住宅用蓄電池システム 蓄電池の蓄電容量（kW）×8,000円 ※上限額40,000円 ・電気自動車用充電設備（V2H）40,000円（定額） 	<p>【補助対象者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市内に住所を有している者。 2. 市内に存する自らの住宅等（住宅の付帯構造物並びに住宅の敷地を含む）に対象システムを設置した者、または、自らの住居として市内に存する対象システム付き連売住宅を購入した者。 3. 各対象システムの設置に係る領収書等に記載された領収日が申請する年度の4月1日から3月31日までの間であること。 4. 市税を完納していること。 5. 過去に本補助金を上限まで受けていないこと。 6. 太陽光電池モジュールの公称最大出力が10kW未満であること。 7. 住宅用蓄電池システムとV2Hは一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているものであること。 8. 補助金の交付を既に上限まで受けている方、補助金を受けたものと生計を一にするものは対象外。
会津坂下町		建設課	土木建築係	0242-84-1506	会津坂下町空家等除却推進事業補助金		空き家	補助金	<p>令和8年度に実施する空家等の除却推進事業の受付</p> <p>○受付期間：令和8年4月13日～令和8年7月31日</p> <p>【補助額】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定空家等 跡地利用制限なし 費用の1/2(限度額1,000,000) 2. 不良住宅 跡地利用制限なし 費用の1/2(限度額1,000,000) 3. 空家等 地域活性化のため 費用の1/2(限度額1,000,000) 10年間活用 4. 空家等 跡地利用制限なし 費用の1/2(限度額500,000) <p>※1. 2. 3は国補助も利用のため、8年度に除却・補助金交付)</p>	<p>【いずれにも該当するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に居住の用として供されていた建物で1年間使用されてない ・敷地内及び隣接地に所有者等の使用する建物がない ・申請者以外に共有者や相続人等がいる場合全員の同意を受けてる ・抵当権の設定がされていない(権利者の同意がある場合除く) ・空家の登記事項証明書に所有者又は相続人と記載されている者 ・暴力団又は暴力団員でない者 ・一般建設業の許可を受け再資源化等の法律で登録を受けた解体業者が施工する工事 ・補助金の交付決定通知後に着手され、年度内に完了する工事
会津坂下町		建設課	土木建築係	0242-84-1506	木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	補助金	<p>令和9年度に実施する木造住宅耐震診断者派遣事業の予約受付。</p> <p>対象要件に該当する耐震診断希望者に対して、耐震診断者を派遣する。</p> <p>【利用者負担】</p> <p>○耐震診断に係る自己負担額 7,500円</p>	<p>【対象住宅】</p> <p>次の要件をすべて満たす住宅</p> <p>○町内に住所を有する所有者自らが居住している</p> <p>○昭和56年5月31日以前に着手された建築物</p> <p>○在来軸組工法・伝統的工法。枠組壁工法等により建てられた木造住宅で、3階建て以下である。</p> <p>○過去に耐震診断を受けていない。</p>
会津坂下町		建設課	土木建築係	0242-84-1506	木造住宅耐震改修支援事業補助金		耐震化	補助金	<p>令和8年度に実施する木造住宅耐震改修事業の予約受付</p> <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般耐震改修補助 補助対象経費に要する費用の1/2かつ140万円以内 ○簡易耐震改修補助 補助対象経費に要する費用の1/2かつ84万円以内 ○部分耐震改修補助 補助対象経費に要する費用の1/2かつ84万円以内 	<p>【対象住宅】</p> <p>次の要件をすべて満たす住宅</p> <p>○町内の耐震診断を受けた木造住宅</p> <p>○所有者自らが居住する専用または併用住宅で居住の用に供する部分が延床面積1/2以上のもの</p> <p>○対象住宅の着工が昭和56年3月31日以前で、在来軸組工法等により建築された地上階数が3以下のもの</p> <p>○建築基準法及び他法令に違反していないもの</p> <p>○耐震基準を満たしていないもの</p> <p>○この要綱による補助金の交付を受けていないもの</p>
会津坂下町		建設課	施設係	0242-84-1531	合併浄化槽設置整備事業補助金		環境対策	補助金	<p>合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、その設置者に対し設置に要する費用（単独浄化槽又は汲み取り便槽を完全に撤去するために必要な工事費を含む）を助成する事業</p> <p>【補助額】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①19.5万円～66.0万円 ②撤去に要する費用の上乗せ補助あり 	<p>【対象住宅】</p> <p>補助対象者は、次の地区を除いた地域において合併処理浄化槽を設置したものとす。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①公共下水道事業認可区域及び認可予定区域 ②農業集落排水施設整備事業認可区域及び認可予定区域 <p>(ただし、①、②の人が予定区域において、当該事業が当分の間見込まれない区域は条件付きで対象とする)</p>
会津坂下町		生活課	福祉健康福祉係	0242-84-1522	日常生活用具給付事業	http://www.town.aizu-bange.fukushima.jp	バリアフリー化	補助金	<p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改修 限度額20万円 <p>【利用者負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町税課税世帯においては、基準額の原則1割負担 	<p>【対象改修工事】</p> <p>手すりの取付け、段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、様式便器等の便器の取替え、その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修。</p> <p>【対象者】</p> <p>町内に居住し下股3級以上、体幹3級以上、又は運動機能障害を有する障害等であって障害程度等3級以上の者（介護保険法により、住宅改修費の支給を受けられる場合を除く）</p> <p>【対象住宅】</p> <p>障がい者等の身体状況、住宅状況を勘案して町長が必要と認めるもの</p>
会津坂下町		生活課	高齢者支援係	0242-84-1513	居住介護（介護予防）住宅改修費の支給	http://www.town.aizu-bange.fukushima.jp	バリアフリー化	補助金	<p>【対象改修内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手すりの取付け ○段差の解消 ○滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ○引き戸等への扉の取替え ○様式便器等への取替え ○その他改修に付帯して必要となる改修 <p>【利用者負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅改修に要した費用額（限度額20万円・自己負担1割～3割） 	<p>【対象者】 要介護・要支援認定者</p>

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
湯川村		産業建設課	商工観光係	0241-27-8831	湯川村中古住宅取得支援事業補助金	https://www.vill.yugawa.fukushima.jp/soshiki/sangyo-kensetsu/cyuuokozyu-utakusyutokusienn.html	空き家	補助金	居住用の中古住宅の取得費用の一部を補助 【補助額】 中古住宅の取得費用の1/2以内 ・村外からの転入者：基本額30万円 加算額最大30万円 ・村内在住者：基本額20万円 加算額最大30万円	【対象者】 以下全ての項目に該当する者 ・満60歳未満で村内に定住する目的で中古住宅を取得した者 ・当該住宅に居住し、5年以上定住することを誓約する者 ・申請者及び同一世帯の者全員が、村税等を滞納していない者 ・申請者及び同一世帯の者全員が、湯川村暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者 【対象住宅】 ・当該住宅に係る所有権移転年月日が令和8年4月1日以降であり、契約締結日から1年以内のもの ・補助対象者及び同一世帯の者の3親等以内の親族から取得したものでないこと ・建築基準法その他関係法令の基準に適合するもの ・居住部分の延床面積は、「一般型誘導居住面積水準」を満たすこと
湯川村		産業建設課	商工観光係	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	湯川村若者定住促進事業補助金	https://www.vill.yugawa.fukushima.jp/shoukoku/teiju_2_2.html	住宅新築・取得	補助金	【補助額】 ・基本額40万円 加算30万円（最大） ・基本額60万円 加算30万円（最大）	【対象者】 次の全ての該当する者。 ①満45歳未満である者 ②定住する目的で住宅に新築した、又は建売住宅を取得した者 ③地域習慣の理解に努め、積極的に地域活動へ寄与できる者 ④村税等を滞納していない者
湯川村		産業建設課	商工観光係	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	新設水道給水工事費補助金		環境対策	補助金	【補助額】 水道給水工事費の1/2（上限50万円）	【対象者】 定住が確実に見込まれる者で新規に水道に加入するため配水施設から宅地まで水道給水工事を実施する世帯等の水道加入者であって、次のいずれにも該当する者 ①水道工事を申し込む時点において、既に自己水源をもって村内に住居を有し日常生活を営んでいる者、又は住居を目的として空き家を購入し日常生活を営もうとする者、若しくは新規に定住を目的として住宅等取得者で接続道路に配水施設が講じられてなく、一般家庭として新たに水道に加入するため配水施設から宅地まで水道給水工事を行った場合 ②①について村から承認を受け、その工事設計等について事前に会津若松市上下水道局の審査を受け、当該水道給水工事が完了し、その工事費について会津若松市指定給水装置工事業者に当該工事費用を全額支払った者
湯川村		産業建設課	商工観光係	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	湯川村空家解体事業補助金		空き家	補助金	【補助額】 補助対象経費の1/3以内の額（上限30万円）	【対象者】 次の全てに該当する者。 ①空家の所有者。 ②市町村税等の滞納のない者。 ③当該空家の解体に際し、他の制度による補助金の交付を受けない者 【対象空家】 次の全てに該当する空家。 ①個人が所有するもの ②利活用の見込みのないもの ③長期間放置することにより倒壊等のおそれのあるもの 【補助対象経費】 解体撤去工事費。ただし、次の費用は含まない。 ①仮設トイレ等の設置費用 ②残置されていた一般廃棄物の処理費用
湯川村		産業建設課	商工観光係	産業建設課 商工観光係 (0241-27-8831)	湯川村空家改修事業補助金		空き家	補助金	【補助額】 補助対象経費の2/3以内の額（100万円）	【対象者】 次の全てに該当する者。 ①成年に達している者。 ②空家を購入又は賃借した者、若しくは2親等以内の者が購入したことにより住居する権利を得た者。 ③村内に住所を有しない者、又は村内に住所を有して1年を経過しない者。 ④5年以上定住する者。 ⑤市町村税等の滞納のない者 【補助対象経費】 改修工事費。ただし、次の費用は含まない。 ①備品購入費 ②仮設トイレ等の設置費用
湯川村		産業建設課	建設係	産業建設課 建設係 (0241-27-8850)	湯川村木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	【補助額】 耐震診断者の派遣に要する費用。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。	【対象者】 耐震診断者の派遣を希望する者。 【対象住宅】 次の全てに該当する住宅。 ①所有者が居住する住宅 ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅 ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④過去にこの事業による耐震診断者の派遣を受けていない住宅

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
湯川村		産業建設課	建設係	産業建設課 建設係 (0241-27-8850)	湯川村木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	【補助額】 ①一般耐震改修工事 耐震改修工事費の1/2以内（上限100万円） ②簡易耐震改修工事 耐震改修工事費の1/2以内（上限50万円） ③部分耐震改修工事 耐震改修工事費の1/2以内（上限60万円）	【対象者】 耐震改修を行う住宅の所有者。 【対象住宅】 次の全てに該当する住宅。 ①所有者が居住する住宅 ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅 ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造4階建て以下の住宅
湯川村		住民課	福祉係	住民課 福祉係 (0241-27-8810)	湯川村高齢者住宅改修支援事業		バリアフリー化	補助金	【補助額】 住宅改修費の90/100の額（上限18万円）	【対象者】 次のいずれにも該当する者。 ①村長が住宅改修の必要を認める者 ②60歳以上の高齢者であって、その生計中心者の所得が児童手当法の児童手当所得制限限度額以下の者 【対象改修工事】 要介護（要支援）状態とならないよう実施する改修であって、その種類は介護保険法第45条に規定する居宅介護住宅改修費の支給対象となる住宅改修工事
湯川村		住民課	福祉係	住民課 福祉係 (0241-27-8810)	湯川村地域生活支援事業（住宅改修費給付事業）		バリアフリー化	補助金	【補助額】 住宅改修費の給付に要した費用の額（上限20万円）	【対象者】 村内に居住し、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する障害者等であって、障害程度等級3級以上の者 【対象改修工事】 次に掲げる居宅成果型動作補助用部の購入費及び改修工事費。 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り止め防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え
湯川村		住民課	福祉係	住民課 福祉係 (0241-27-8810)	湯川村集会所等バリアフリー化補助金		バリアフリー化	補助金	【補助額】 総事業費の2/3以内の額（上限20万円）	【対象者】 行政区域長 【対象者経費】 ①廊下等の手すりの設置に要する経費 ②集会所及びその進入経路の段差解消に要する経費 ③洋式トイレへの取替え等に要する経費 ④トイレスペースの改修に要する経費
湯川村		総務課	政策財務係	総務課 政策財務係 (0241-27-8800)	湯川村住宅用太陽光発電システム設置費補助金		省エネルギー化	補助金	【補助額】 24,000円/kw（上限12万円）	【対象者】 自らが住居し、または住居しようとする湯川村内の住宅にシステムを設置し、電力会社と電力需給契約を締結する者 【対象システム】 住宅の屋根等に設置した太陽電池による発電設備であって、低圧配電線と逆潮流有りで連携し、かつ太陽電池の最大出力が10kw未満の太陽光発電システムであり、かつ未使用品であること。
柳津町		みらい創生課	みらい創生係	0241-42-2447	柳津町空き家改修支援事業補助金	https://www.town.ya-naizu.fukushima.jp/docs/2015072300017/	空き家	補助金	空き家を購入または賃借された個人、または空き家を活用する事業者に対して改修に要する費用の一部を助成します。 ※ 要事前相談 【補助額】 ・町内建設業者の場合 改修に要した費用の1/2以内（上限100万円） ・町外建設業者の場合 改修に要した費用の1/4以内（上限100万円）	【対象者】 空き家を購入または賃借した個人および事業者で、以下の条件に該当する者 ・個人の場合：補助金に係る改修工事を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から1年以内に入居し引き続き5年以上定住する意思があること。 ・事業者の場合：補助金の交付を受けた日から1年以内に事業を開始すること。 【対象経費】 ・台所、トイレ、浴室、洗面所等の改修工事 ・内装、外壁、屋根等の改修工事 ・空き家本体、空き家内の造付家具、設備機器等の清掃で、空き家の改修に伴い行うもの
柳津町		みらい創生課	みらい創生係	0241-42-2447	柳津町空き家除却支援事業	https://www.town.ya-naizu.fukushima.jp/docs/2015072100037/	空き家	補助金	空き家の所有者に対して、空き家の除却に要する費用の一部を助成します。 【補助額】 ・空き家の除却に要した費用の1/2（上限50万円）	【対象者】 1、補助対象建築物の登記事項証明書に所有者として登録されている方 2、1に規定する者の相続人 3、1、2に規定する者から補助対象となる空き家除却について委任を受けた者 【対象経費】 解体工事の工事費及び解体工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
柳津町		みらい創生課	みらい創生係	0241-42-2447	柳津町空き家家具等処分費補助金	https://www.town.ya-naizu.fukushima.jp/docs/2017091800028/	空き家	補助金	空き家の売買や賃貸、除却に関係する家財道具等の処分に要する費用の一部を助成します。 【補助額】 ・家財道具等の処分に要した費用の10/10（上限10万円）	【対象者】 ・自ら所有する空き家を譲渡又は賃借する意思がある者 ・所有者との契約により空き家を譲受け又は借主となり、当該契約の日から3ヶ月を経過しない者 ・自ら所有する空き家の除却工事を行う者 【対象経費】 空き家に残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費（ごみの処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金、廃棄物処分業者）に委託して家財を処分する場合における委託費等）

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
柳津町		みらい創生課	みらい創生係	0241-42-2447	柳津町定住促進対策新築住宅補助金	https://www.town.ya-naizu.fukushima.jp/docs/2016051900013/	住宅新築・取得	補助金	住宅を新築する住民に対して、新築に要する費用の一部を助成します。 ※ 要事前相談 【補助額】 ・町内建設業者の場合 新築に要した費用の 1/10 (上限200万円) ・町外建設業者の場合 新築に要した費用の 1/20 (上限200万円)	【対象者】 ・新築した住宅の所有者 ・新築した住宅に10年以上定住する意思があること ・交付対象者及び世帯員が、対象住宅の所在地に住民登録及び定住していること 【対象経費】 新築に要する経費(土地の取得費、設計費、建築費及び外構工事費)
柳津町		みらい創生課	みらい創生係	0241-42-2447	柳津町住宅用新エネルギーシステム設置費用補助金	https://www.town.ya-naizu.fukushima.jp/docs/2025041000015/	省エネルギー化	補助金	太陽光発電システムや木質燃料ストーブの設置費用の一部を助成します。 【補助額】 ・太陽光発電システム 6万円/KW (上限24万円) ・木質燃料ストーブ 対象経費の1/5以内 (上限10万円)	【対象者】 ・自らが居住し又は居住しようとする柳津町内の住宅(店舗等との併用住宅等を含む)に交付対象設備を設置する方 ・太陽光発電システムを設置する場合は、電力会社と電力需給契約を締結する方 【対象経費】 当該設備の設置に要する経費(太陽光発電システム、ベレットストーブ、薪ストーブ及び薪ボイラー、ストーブ、ボイラー)
柳津町		町民課	保健衛生係	0241-42-2118	柳津町住環境整備助成事業補助金		環境対策	補助金	下水道整備に伴う配管・住宅改修工事に要した費用の一部を助成します。 【補助額】 ・対象経費の2/3以内 (上限10万円)	【対象者】 「介護保険事業」「柳津町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」「合併浄化槽設置事業」の補助対象者以外の者 【対象経費】 「特定環境保全公共下水道事業」及び「農業集落排水事業等」により下水道を整備する者に対して、下水道整備に伴う配管工事等・下水道整備に伴う住宅改修に要する経費
柳津町		町民課	住民福祉係	0241-42-2118	柳津町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業補助金		バリアフリー化	補助金	高齢者が自宅における転倒等により要介護(要支援)状態とならないようにすることを目的とした住宅改修に要する費用の一部を助成します。 【補助額】 ・対象経費の9/10以内 (上限18万円)	【対象者】 ・住宅改修の必要を認める者 ・60歳以上の高齢者(介護保険給付対象者を除く)であってその生計中心者の所得が児童手当における児童手当所得制限限度額以下の者 【対象経費】 高齢者が自宅における転倒等により要介護(要支援)状態とならないように実施する改修に要する経費(洋式便器への取替え、手すり取り付け、③段差解消、すべり防止等のための床材変更、引き戸への取替え等)
柳津町		建設課	建設係	0241-42-2117	柳津町住まいづくり支援事業	https://www.town.ya-naizu.fukushima.jp/docs/2026042000028/	その他	補助金	個人住宅の改修工事を行う場合に要する費用の一部を助成します。 【補助額】 ・5万円以上の対象工事費の1/2 (上限10万円) ・補助金の交付は同一住宅及び世帯につき一回に限る	【対象者】 ・町内に住所を有し、申請者が改修工事を行う住宅等の所有者で自らそこに住んでいること ・申請者、および同居世帯の者が、町税・その他使用料などの滞納がないこと ・町内に、本店・支店等の事業所を置く事業者、又は個人事業者が施工すること 【対象経費】 ・住宅改修工事 ・給排水設備、電気設備の改善工事 ・住宅外構補修工事 ・蔵、車庫、物置等の改修工事(基礎がある物のみ、簡易なものを除く。)
柳津町		建設課	上下水道係	0241-42-2117	合併処理浄化槽設置事業補助金		環境対策	補助金	合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を助成します。 【補助額】 ・5人槽382千円 ・6~7人槽532千円 ・8~10人槽732千円 ・単独処理浄化槽撤去90千円 ・くみ取り便槽撤去60千円	【対象】 ・町内の公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水事業、林業集落排水事業実施区域以外の町全域 【対象経費】 合併処理浄化槽の設置、設置に伴う単独処理浄化槽・くみ取り便槽の撤去に要する経費
会津美里町		建設水道課	管理係	0242-55-1181	会津美里町空家等除却推進事業補助金	https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/curashi_tetsuzuki/4/1/2523.html	空き家	補助金	町内に空家等を所有している方に対し除却費用の一部を補助 ○補助対象空家 ・特定空家等 補助限度額 100万円 ・不良住宅 補助限度額 100万円 ・空家住宅等 補助限度額 50万円 ○上記空家の除却費4/5を補助する	【補助対象者】 空家等の所有者(法定相続人を含む) 【補助対象空家】 ・特定空家等…倒壊等の危険性・周辺の住環境に与える影響が高い空家で、町空家対策本部会議にて認定された空家 ・不良住宅…屋根・外壁などが崩壊している空家で判定票にて建築士等が不良住宅と判断した空家 ・空家住宅等…損傷等が少なく利活用が見込める空家 【補助対象工事】 ・空家等を除却する工事 ※家財道具、門、塀、車両、立木等は補助対象外
会津美里町		建設水道課	管理係	0242-55-1181	会津美里町木造住宅耐震改修支援事業	https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/curashi_tetsuzuki/3/1/1/2617.html	耐震化	補助金	耐震改修に係る工事費 一般耐震改修 工事費の5分の4以内 限度額140万円 簡易耐震改修 工事費の5分の4以内 限度額84万円 部分耐震改修 工事費の5分の4以内 限度額84万円	昭和56年5月以前に着工した木造3階建以下の家で、福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)にて耐震基準を満たさないもの

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津美里町		建設水道課	管理係	0242-55-1181	会津美里町安全安心耐震促進事業	https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/3/1/1/2617.html	耐震化	その他	耐震診断者の派遣 個人負担 6,000円	町内に存在する住宅で、次の要件全てに該当するもの。 (1)所有者が自ら居住する住宅 (2)工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの)を含む。) (3)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 (4)別に定める重点的に対策が必要な地区等にある住宅 (5)過去に、この要綱又は木造住宅耐震診断等者派遣事業に基づく耐震診断等を受けていない住宅
会津美里町		建設水道課	管理係	0242-55-1181	会津美里町ブロック塀等耐震改修支援事業		耐震化	補助金	ブロック塀等の除却、建替え、改修費用の一部 補助金額：工事費の3分の2以内かつ10万円以内	次の全ての項目に該当するブロック塀等。 ①避難路沿道に存するもの ②地震等で倒壊の危険性があると判断されたもの
会津美里町		建設水道課	上下水道係	0242-55-1181	会津美里町水洗化改修工事費助成金	https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1003/3/3/1/1283.html	環境対策	補助金	既設設備の水洗化改修工事費に対する助成 供用開始後1年目 工事費の12% 限度額 6万円 供用開始後2年目 工事費の10% 限度額 5万円 供用開始後3年目 工事費の6% 限度額 3万円	供用開始から3年以内に接続、使用開始されるものであることほか
会津美里町		建設水道課	上下水道係	0242-55-1181	水道未普及地域生活用水確保補助金		その他	補助金	水源(井戸・沢水等)の新設及び改修 工事費等の10分の9以内 【最大450万円/世帯】 浄水器及び減菌機の設置 設置費用の10文の9以内 【最大60万円/世帯】 水質検査(基礎的項目を年2回まで) 検査費用の3分の2以内	町の水道が整備されていない給水区域以外の地域に居住している方又は居住しようとする方・町税、使用料、分担金、負担金及び加入金等を滞納していないことが証明できる方・年度内(3月31日まで)に、事業が完了して実績報告書を提出することができる方共同施設の整備についても同じ要件
会津美里町		建設水道課	上下水道係	0242-55-1181	会津美里町合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1003/3/3/911.html	環境対策	補助金	合併処理浄化槽設置補助金 5人槽 414,000円以内 6人槽以上7人槽以下 474,000円以内 8人槽以上50人槽以下 660,000円以内 撤去費として便槽60,000円、単独処理浄化槽75,000円の上乗せ補助があります。	公共下水道及び農業集落排水事業区域外の合併処理浄化槽設置者であることほか
会津美里町		建設水道課	上下水道係	0242-55-1181	会津美里町公共下水道等接続促進事業助成金(公共下水道事業供用開始区域内)	https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1003/3/3/1/6794.html	環境対策	補助金	補助対象事業費の1/3の額で限度額は次のとおり 合併処理浄化槽からの切替 限度額 13万円 単独処理浄化槽からの切替 限度額 20万円 汲み取り式便所からの切替 限度額 27万円	公共下水道事業供用開始区域内において、未接続の一般家庭(合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り式便所)を対象に補助を行う。※新築・建替を除く。
会津美里町		建設水道課	上下水道係	0242-55-1181	会津美里町公共下水道等接続促進事業助成金(農業集落排水事業供用開始区域内)	https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/1003/3/3/1/6794.html	環境対策	補助金	補助対象事業費の1/3の額で限度額は次のとおり 合併処理浄化槽からの切替 限度額 13万円 単独処理浄化槽からの切替 限度額 20万円 汲み取り式便所からの切替 限度額 27万円	農業集落排水事業供用開始区域内において、未接続の一般家庭(合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り式便所)を対象に補助を行う。※新築・建替を除く。
会津美里町		建設水道課	上下水道係	0242-55-1181	会津美里町新設水道遠距離給水管敷設工事費補助金		その他	補助金	遠距離給水工事に係る工事費用の1/2以内の額とし、50万円を限度に補助金を交付する。	給水区域内において、水道管の布設が遠距離となる困難な地域に新規で遠距離給水工事を行う方を対象に補助を行う。(排水管の分岐地点から給水工事申込者の宅地内に設置する水道メーターまでの総延長が20メートルを超える給水工事)
会津美里町		にぎわい創造課	交流推進係	0242-23-7250	会津美里町移住者住宅取得支援事業補助金	https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/5/5/2545.html	住宅新築・取得	補助金	移住定住の促進を図るため、町外から町内の住宅(新築・中古)を取得した者に対し、その経費の一部を補助する。 ※中古住宅については、町空き家バンク登録物件に限る。 【補助額】 住宅取得費の1/2で最大100万円(補助基本額+加算額) 福島県の要件に該当する場合、最大100万円加算【補助基本額と加算額】 ・補助基本額：70万円 ・加算要件と加算額(各10万円) ①住宅取得の契約日において40歳未満である(夫婦の場合はいずれかが40歳未満)：10万円 ②世帯内の方が町内事業所に従事する場合：10万円 ③町内建築事業者が施工した住宅の場合：10万円 福島県の「来てふくしま住宅取得支援事業」の要件に該当する場合は、補助基本額と加算額がそれぞれ2倍になります。	【補助対象者】 ①～③全てに該当する方 ①平成30年4月1日以降に住宅取得の契約を締結し、移住する方 ②本町に転入した日から起算して3年を経過する以前の取得日の住宅であること ③住宅取得年度の翌年度から3年間取得した住宅に定住する方 ④世帯全員に町税等の滞納がなく、暴力団員等でない方 【対象対象経費】 住宅の取得費※土地取得費や外構工事費などは対象外 【その他】 福島県の加算を受けるには、県外からの移住者、住宅の面積要件、中古住宅の耐震診断の実施要件などがあります。
会津美里町		にぎわい創造課	交流推進係	0242-23-7250	吹上台分譲住宅地購入補助金交付事業	https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/11/5/2/3/34.8.html	住宅新築・取得	補助金	【補助基本額】 次の①、②のいずれか 限度額100万円 ①分譲住宅地契約に係る費用 限度額100万円 ②第3者に分譲住宅地とともに譲渡することを目的として住宅の建設を行った者からの購入取得に係る費用 限度額100万円 【加算額】 ①若年層世帯加算 50万円 世帯員に40歳未満の夫婦が居る世帯若しくは父又は母のいずれかが40歳未満である父子世帯及び母子世帯 ②子育て世帯加算 限度額30万円 義務教育9年までの子を養育している世帯。1人につき10万円加算(最大3人まで)	平成30年4月1日以降に吹上台住宅団地土地売買契約を締結し、宅地を取得した所有者で、次の要件を満たす方 ①1人以上の扶養親族を有する方 ②市町村民税等の滞納がない方 ③取得した住宅に継続して10年以上居住する意思のある方

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
会津美里町		にぎわい創造課	交流推進係	0242-23-7250	空き家改修補助金	https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/11/5/2/2/1190.html	空き家	補助金	空き家の有効活用を図り、移住による地域の活性化を促進するため、住宅の改修に要する経費の一部を補助する。 【補助額】 工事費の1/2（上限50万円）	【対象物件】 空き家・空き地バンクに登録された住宅で、売買または賃貸の契約が成立したもの 【補助対象者】 ①購入または賃借する空き家・空き地バンク利用登録者 ②売買または賃貸する空き家・空き地バンク物件登録者 【対象工事等】 ①台所、トイレ、浴室または洗面所等の水回りの改修 ②屋根、外壁または内装等の改修 ③家財処分 【工事費】 対象工事の工事費が50万円以上のもの
会津美里町		にぎわい創造課	交流推進係	0242-23-7250	若者定住住宅取得支援事業	https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/soshiki/11/5/2/1/962.html	住宅新築・取得	補助金	若者の定住促進を図るため、町内に住宅（新築・中古）を取得する若者に対し、その経費の一部を補助する。 ※中古住宅については、町空き家バンク登録物件に限る。 【補助額】 住宅取得の1/2以内で最大50万円（補助基本額+加算額） 【補助基本額+加算額】 ・補助基本額：30万円 ・加算要件と加算額 町内建築事業者が施工した住宅の場合：10万円 多世代同居の場合：10万円	【補助対象者】 ①平成31年4月1日以降に住宅取得の契約を締結した方 ②町内に居住している40歳未満の方（夫婦の場合はいずれかが40歳未満） ③取得した住宅に10年以上居住意思がある方 ④取得した住宅が共有名義の場合は、若者の持分が1/2以上であること。 【補助対象経費】 住宅の取得費 ※土地取得費や外構工事費などは対象外
会津美里町		にぎわい創造課	交流推進係	0242-23-7250	結婚新生活支援事業補助金		住宅新築・取得	補助金	新婚世帯の新たな生活を経済的に支援するため、賃貸住宅の居住費用や引越費用、住宅のリフォーム費用を補助します。 【補助額】 夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円 夫婦ともに39歳以下の世帯 上限30万円	【補助対象者】 令和8年3月31日までに婚姻届を提出した夫婦ともに39歳以下の世帯（所得額の要件あり） 【対象経費】 居住費（賃貸住宅の敷金、礼金、仲介手数料、家賃）、引越費用（引越業者または運送業者に支払った費用）、リフォーム費用（住宅のリフォーム費用）
三島町		地域政策課	地域政策係	0241-48-5533	三島町空き家・住宅取得改修費等補助金	https://www.town.mishima.fukushima.jp/site/ijyu/	住宅新築・取得	補助金	①空き家の取得・改修 (1) 移住・定住（移住・定住に伴う町内に存する空き家の取得・改修※5年以上の定住を伴う場合に限る） 【補助額】 補助対象経費の2/3以内、上限100万円 (2) 地域活動促進（地域活動等での使用を目的とする町内に存する空き家の取得・改修※5年間の利活用計画が策定されている場合に限る） 【補助額】 補助対象経費の2/3以内、上限100万円 ②住宅の新築（移住・定住に伴い、5年以上定住するための住宅の新築） 【補助額】 補助対象経費の2/3以内、上限100万円（町内事業者を利用した場合 上限150万円） ③住宅の改修（新たに世帯員の増加を伴い、かつ改修後5年以上定住するための町内に存する住宅の増築を伴う改修） 【補助額】 補助対象経費の2/3以内 上限100万円	【対象者】 ①空き家の所有者、空き家の借主、空き家所有者の相続人 ②住宅の施工主 ③住宅の所有者、住宅の相続人 【対象住宅】 ①(1)移住・定住に伴う町内に存する空き家(5年以上の定住を伴う場合に限る) (2)地域活動等での使用を目的とする町内に存する空き家(5年間の利活用計画が策定されている場合に限る) ②移住・定住に伴い、5年以上定住するための住宅 ③新たに世帯員の増加を伴い、かつ改修後5年以上定住するための町内に存する住宅 【対象経費】 工事請負費、住宅取得費用、調査設計費、家財処分費、ハウスクリーニング費※蔵や倉庫、車庫等は対象外。補助金の交付決定前に着手した工事も対象外。
三島町		地域政策課	地域政策係	0241-48-5533	三島町空き家等解体費補助金	https://www.town.mishima.fukushima.jp/site/ijyu/	空き家	補助金	利活用の見込みのない空き家や倒壊等のおそれのある町内に存する空き家の解体 【補助額】 補助対象経費の2/3以内、上限75万円（ただし、物件が全壊程度と判断された場合、上限25万円）	【対象者】 ①空き家の所有者 ②空き家の所有者の相続人 ③委任者 （※町税、使用料等の滞納がない者） 【対象住宅】 利活用の見込みのない空き家や倒壊等のおそれのある町内に存する空き家 【対象経費】 工事請負費、調査設計費、家財処分費※蔵や倉庫、車庫等は対象外。補助金の交付決定前に着手した工事も対象外。
三島町		地域政策課	地域政策係	0241-48-5533	三島町空き家家財処分費等補助金	https://www.town.mishima.fukushima.jp/site/ijyu/	空き家	補助金	三島町空き家・空き地バンクに登録する空き家等の家財処分及びハウスクリーニング費 【補助額】 補助対象経費の2/3以内、上限15万円	【対象者】 ①空き家の所有者 ②空き家の所有者の相続人 （※町税、使用料等の滞納がない者） 【対象住宅】 三島町空き家・空き地バンクに登録する空き家等 【対象経費】 家財処分費、ハウスクリーニング費 ※蔵や倉庫、車庫等は対象外。補助金の交付決定前に着手した分も対象外。

市町村名	部	課	係等	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
三島町		産業建設課	産業建設係	0241-48-5566	三島町木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	<p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1かつ1,000,000円以内の額。 簡易耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1かつ600,000円以内の額。 部分耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の2分の1かつ600,000円以内の額。 	<p>【対象住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅が三島町に存し、次の要件にすべて該当するもの。 所有者が自ら居住する専用又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの）であるもの。 工事の着手が昭和56年5月31日以前で、在来軸組工法、伝統工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅。 平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領又は要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの。 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。 <p>【対象経費】</p> <p>耐震改修工事（耐震改修に伴い必要となる内外装工等を含む。以下同じ。）に要した費用とする。</p>
三島町		産業建設課	産業建設係	0241-48-5566	三島町木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	建築士等を耐震診断者として派遣し住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図る。	<p>【対象住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断者の派遣対象となる住宅は、三島町に存し、次の要件すべてに該当するものとする。 所有者が自ら居住する住宅。 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。） 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅。 過去にこの用鋼に基づく耐震診断等を受けていない住宅。
金山町		企画課	企画係	0241-54-5203	空き家等住宅対策総合支援事業（空き家改修）	https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-juutakutaisaku26.html	空き家	補助金	<p>補助対象額の2/3以内で1世帯につき1,650,000円を上限として補助を行う。若者、子育て世帯又は新婚世帯の場合は補助対象額の3/4。</p> <p>【加算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①若者加算 20万円 移住者の年齢が、補助を受ける年度の4月1日現在で45歳未満の者 ②新婚世帯又は子育て世帯加算 20万円 子育て世帯：満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を1人以上扶養している世帯。ただし、扶養している子が小中学生の場合は、金山町立の小中学校に通学する児童・生徒、高校生の場合は、福島県立川口高等学校に通学する生徒に限る。 新婚世帯：婚姻の届出から5年以内の世帯（両者とも若者に限る）。 	<ul style="list-style-type: none"> 空き家を購入、取得又は賃貸契約を締結し、改修に係る所有者からの承諾を得ている方 対象住宅の定住の意思（5年以上）がある方。 町内の事業者を利用できる方。
金山町		企画課	企画係	0241-54-5203	空き家等住宅対策総合支援事業（既存住宅改修）	https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-juutakutaisaku26.html	同居対応	補助金	<p>補助対象額の1/2以内で1世帯につき1,100,000円を上限として補助を行う。若者、子育て世帯又は新婚世帯の場合は補助対象額の2/3。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存住宅の所有者で、世帯員の増加に伴う住宅の改修を行う方。 対象住宅に定住の意思（5年以上）がある方。 町内の事業者を利用できる方。
金山町		企画課	企画係	0241-54-5203	空き家等住宅対策総合支援事業（空き家解体）	https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-juutakutaisaku26.html	空き家	補助金	<p>補助対象額の1/2以内で1世帯につき1,000,000円を上限として補助を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 空き家となって3年以上経過した空き家の所有者又は相続人が町内業者にて解体する場合。 町内の事業者を利用できる方。
金山町		企画課	企画係	0241-54-5203	空き家等住宅対策総合支援事業（空き家清掃）	https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-juutakutaisaku26.html	空き家	補助金	<p>補助対象額の1/2以内で1世帯につき200,000円を上限として補助を行う。若者、子育て世帯又は新婚世帯の場合は補助対象額の2/3。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金山町空き家バンクに登録された空き家の清掃を行う方。 売買契約又は賃貸借契約若しくは使用賃貸契約が成立した空き家の清掃をする方。 <p>※清掃：空き家の家財道具の処分、ハウスクリーニング、庭木の剪定、除草等</p>
金山町		企画課	企画係	0241-54-5203	住宅取得支援事業	https://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/akiya-juutakutaisaku26.html	住宅新築・取得	補助金	<p>補助基本額は、補助対象額の1/2以内で1世帯につき700,000円を上限とする。加算額は、年齢要件、就業要件、地域産業活性化要件により各100,000円とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自らの移住のために、住宅を取得するもの。
金山町		建設課	建設係	0241-54-5311	木造住宅耐震診断者支援事業		耐震化	その他	耐震診断者の派遣に要する費用につき、当該木造住宅1戸あたり234,000円を限度として、町が負担する。	<p>金山町内に存し、次に掲げる要件にすべて該当する住宅。</p> <ol style="list-style-type: none"> 所有者が自ら居住する住宅 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 過去に、当該事業により耐震診断を受けていない住宅
昭和村		産業建設課	建設係	0241-57-2123	木造住宅耐震診断促進事業		耐震化	その他	木造住宅の耐震診断希望者に、昭和村が委託した建築士を派遣し耐震診断を実施する。個人負担6,000円	<p>(以下の要件をすべて満たすこと)</p> <ol style="list-style-type: none"> 自ら所有し居住している専用住宅又は併用住宅 工事の着手が昭和56年5月以前である木造3階建て以下の住宅 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等で建築されたもの
昭和村		産業建設課	観光交流係	0241-57-2124	来てふくしま住宅取得支援事業	https://www.vill.showa.fukushima.jp/procedure/	住宅新築・取得	補助金	<p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助基本額：70万円（上限） 地域活性化要件加算額：要件毎に10万円（4要件、ただし30万円を上限とする） <p>※上記の額と県事業補助額との合算が県外移住者への補助額（ただし、住宅取得に係る経費の1/2以内）</p>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 〇以下の対象者 対象住宅を自ら居住するために取得した県外移住者 対象住宅に3年間以上定住する者 <p>【対象経費】</p> <p>住宅の取得</p>